

愛知労働局発表
平成18年2月3日

愛知労働時間管理適正化等推進会議
(事務局：愛知労働局労働基準部労働時間課)
電話 052 - 972 - 0254 (ダイヤルイン)

愛知労働時間管理適正化等推進会議で 決議を採択 -

仕事と生活の調和を図り
心身ともに充実した状態で
意欲と能力を発揮できる社会の実現を！

愛知労働時間管理適正化等推進会議について

愛知労働時間管理適正化等推進会議（以下「推進会議」という。）は、労使団体等及び行政機関を委員として、賃金不払残業や過労死が社会的な問題として注目されている中で、真にゆとりある勤労者生活の実現を図るためには、長時間労働の防止、過重労働による健康障害等の防止等について、広く労使の理解を得て、労働時間管理の適正化、健康管理の的確な実施等の対策を総合的に推進する必要があるとの認識の下、関係者相互間の合意形成と自主的な取組の機運の醸成を図るため、関係団体及び行政機関が意見等の交換を行うとともに、問題解決のための自主的取組の実施と社会的機運の醸成を図ることを目的として平成15年7月に発足し、平成17年度までの3年間をその取組期間として活動してきましたが、推進会議の終結に当たって、各構成機関・団体の総意としての「決議」を行い、今後、本年4月1日から施行される「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（現行：「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」）等の趣旨を踏まえ、仕事と生活が調和し労働者が心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できる社会の実現を目標に、取組を行うこととしました。

（別添「愛知労働時間管理適正化等推進会議決議」参照）

《推進会議の構成機関・団体》

愛知県、名古屋市、日本労働組合総連合会愛知県連合会（連合愛知）、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県社会保険労務士会、（社）愛知労働基準協会、（社）全国労働基準関係団体連合会愛知県支部、愛知産業保健推進センター、愛知労働局

（事務局：愛知労働局労働基準部労働時間課）

愛知労働時間管理適正化等推進会議決議

愛知労働時間管理適正化等推進会議（以下「会議」という。）は、労使団体等及び行政機関を委員として、賃金不払残業や過労死が社会的な問題として注目されている中で、真にゆとりある勤労者生活の実現を図るためには、長時間労働の防止、過重労働による健康障害の防止等について、広く労使の理解を得て、労働時間管理の適正化、健康管理の的確な実施等の対策を総合的に推進する必要があるとの認識の下、平成15年度から3年間、関係者相互間の合意形成と自主的な取組の機運の醸成を図るため、意見・情報の交換、自主的取組の推進及び啓発のための大会の開催などの活動を進めてきた。

当県においては現在、粗鋼、自動車、工作機械等の産業を中心に活発な経済活動が続き、有効求人倍率は全国トップの位置にある。一方、経済のグローバル化等を背景に企業間競争は激しさを増し、労働時間だけではなく成果によって評価される仕事が拡大する中で、就業形態の多様化等とあいまって、労働時間の長い者は更にその労働時間が長くなる傾向が見られる中、労働者の心身両面における健康障害が懸念される状況が強まっている。

また、労働団体や行政の相談窓口に対しては長時間労働や賃金不払残業に係る相談や申告が依然として多数あり、その多くが不適切な労働時間管理や法令遵守意識の不足に起因している状況がみられる。

このような中で、この度、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」が、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的努力を促進するための「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改正され、同時に、過重労働による健康障害を防止するため長時間労働を行った者に対する医師による面接指導の義務付けなどを内容とする労働安全衛生法の一部改正が行われ、両者とも本年4月1日から施行されることとなった。

会議はその終結に当たり、3年間の取組の総括等を踏まえ、労働者の心身の健康が保持されるとともに、業務の効率化等による所定外労働時間の削減などによって労働時間の短縮を図ることに加え、家庭生活、地域活動及び自己啓発等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、労働者が心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できる社会の実現を目標に、今後、以下の取組を行うことが重要であるとの認識で一致した。

労使及び県民に対して、広く上記趣旨の理解と、その実現に向けた意識の向上を求める。

事業主に対して、労働時間管理の適正化と過重労働による健康障害防止について一層の理解を深め、法令遵守を前提に、労働者の生活や健康に配慮した労働時間等の設定並びに労働者の健康確保対策の充実を図ることを求める。

会議の委員である各労使団体等及び行政機関は、かかる課題の推進のため、今後とも自主的な取組を継続する。

以上決議する。

平成18年2月3日

愛知労働時間管理適正化等推進会議

愛知県、名古屋市、日本労働組合総連合会愛知県連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県社会保険労務士会、（社）愛知労働基準協会、（社）全国労働基準関係団体連合会愛知県支部、愛知産業保健推進センター、愛知労働局（事務局）（以上12機関・団体）